

Title	〔商法五一六〕 共同相続株式の権利行使者の指定と事前協議の要否(大阪高裁平成二〇年十一月二八日判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.10 (2011. 10) ,p.89- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20111028-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法 五一六〕

共同相続株式の権利行使者の指定と事前協議の要否

大阪高裁平成二〇年一月二八日判決
平成二〇(ホ)一七五八号・一九六一号
総会決議存否確認請求控訴、同附帯控訴事件
上告受理申立(不受理)
判例時報二〇三七号一三七頁

〔判示事項〕

会社法一〇六条に基づく共有株式の権利行使者の指定が形式的には共有持分の過半数をもってなされたとしても、共同相続人間での協議がされていない状況の下では、その指定は権利の濫用となり、またその者による議決権行使も協議がなされていないか、あるいは権利の濫用として、許されない。

〔事実〕

Y社（被告・控訴人・附帯控訴人）は、昭和三二年にAによって設立された株式会社であり（取締役設置会社、監

査役設置会社）、発行済株式三〇、〇〇〇株のすべてを譲渡制限株式会社とするいわゆる同族会社である。同社の株主構成は、A（九、七〇〇株）、その妻B（二、五〇〇株）、A・Bの長女X₁（一、二五〇株）。原告・被控訴人・附帯控訴人）、次女C（五、七〇〇株）、Cの夫でありA・Bと養子縁組をしているD（七、一〇〇株）、三女X₂（一、七五〇株）。原告・被控訴人・附帯控訴人）、C・Dの子であるE（一、二五〇株）およびF（七五〇株）の八名である。Aは後継者にDを指名し、平成五年以来Dが代表取締役を務めているが、Dは従業員や取引先の信頼を得ており、D

によるY社の経営には格別の問題もなく、順調に業績を伸ばしてきていた。

平成一八年六月四日、Aが死亡し、その所有株式は、B、 X_1 、 X_2 、CおよびDが法定相続したが、遺産分割が未了であるため、これら五名の準共有（準共有持分は、B二分の一、 X_1 、 X_2 、C、Dはそれぞれ八分の一）に属することになった。その後、同年八月三日には、Bがすべての財産を X_1 、 X_2 にそれぞれ等分の割合で相続させる旨の遺言を残して死亡した。そして、この遺言の検認手続を契機として、 X_1 ・ X_2 とDらとの間に確執が生じ、その対立が激化の一途をたどることとなった。

平成一八年一月七日、C・Dは、京都家庭裁判所に対し、 X_1 、 X_2 を相手方として、Aを被相続人とする遺産分割審判を申し立てたところ、同裁判所は、平成二〇年七月三日、C・Dに対してAが保有していた本件株式を各四、八五〇株ずつ取得させることを内容とする審判をしたが、 X_1 ・ X_2 はこれを不服として、大阪高等裁判所に対して即時抗告をしたため、現在同裁判所において審理中となっている。

ところで、さきの遺産分割審判中、 X_1 ・ X_2 は、平成一九年六月一日付の書面により、株主の議題・議案提案権に基

づき、取締役選任の件および監査役選任の件を平成一九年一〇月二九日開催予定の第五一回定時株主総会（本件株主総会）の目的事項とすることを請求するとともに、取締役および監査役の候補者に関する議案を提出した。その後、平成一九年一〇月一八日、 X_1 ・ X_2 は、C・Dに対し、協議申入書によって、本件株式にかかる議決権行使者を X_2 とすることを受諾するか否かのみを同月一九日午後五時までにファックスで回答することを求めた。それに対して、C・Dは、権利行使者を指定するに当たっては、議決権行使の対象となる議案毎に X_1 、 X_2 、CおよびDの間で実質的な協議をして決定すべきであるなどの内容の書面を送ったが、 X_1 ・ X_2 は、同年一〇月一九日付の書面で、指定した期限までに受諾する旨の回答をしなかったから、協議不調として処理する旨を通知し、同日付の書面で、Y社に対し、本件株式の権利行使者として X_2 を指定する旨を通知した。そこで、C・Dは、 X_1 ・ X_2 に対し、同月二五日付の書面で、本件株式の権利行使者指定に関し実質的な協議をしていないとして、本件株主総会において、 X_2 が議決権を行使することを認めないよう求めた。

平成一九年一〇月二九日、Y社の株主総会において、 X_2 は、 X_1 の保有株式および本件株式の議決権を行使し、 X_1 は、

X₁の保有株式の議決権を行使したが、議長であるDは、本件株式について、X₂の議決権行使を認めないこととして議事を進行し、X₁・X₂提案の議案について、反対多数で否決された旨を宣言し、Y社の提案する候補者を取締役および監査役に選任する旨の決議の成立を宣告した。

そこで、X₁・X₂は、主位的請求としてX₁・X₂の提案議案の可決決議およびY社提案議案の否決決議が成立したことの確認を、また予備的請求一として、本件株主総会における議案のうち、Y社提案議案の可決決議の不存在の確認と、予備的請求二として、本件各決議の取消しを求めて本訴を提起した。

第一審（京都地裁平成二〇年五月二八日判決）は、主位的請求については確認の利益を欠くとして訴えを却下し、X₁・X₂の予備的請求二を認容したため、Y社が控訴し、X₁・X₂が附帯控訴した。

〔判旨〕

原判決取消・請求棄却

一 主位的請求について

「X₁・X₂が主位的請求において確認を求めているのは、予備的請求一において……〔会社提案に係る各〕議案の各

可決決議が存在しないことの確認を求めていることからみて、株主総会における決議の存在若しくは不存在、又は有効若しくは無効ではなく、本件各議案が可決されたこと又は否決されたことという過去の事実であるものと認めることが相当であつて、そうすると、確認の利益を認めることはできないものといわざるを得ない。」

二 X₂は本件株式の議決権を行使できるのか否かについて「株式会社株式の所有者が死亡し複数の相続人がこれを承継した場合、その株式は、共同相続人の準共有となる（民法八九八条）ところ、共同相続人が共有株式の権利を行使するについては、共有者の中から権利行使者を指定しその旨会社に通知しなければならない（会社法一〇六条）。この場合、仮に準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者の一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能になるのみならず、ひいては会社の運営に支障を来すおそれがあるので、こうした事態を避けるため、同株式の権利行使者を指定するに当たっては、準共有持分に従いその過半数をもってこれを決することができる」とされている（最高裁平成五年（オ）第一九三九号同九年一月二八日第三小法廷判決・集民一八一八号八三頁、最高裁平成一〇年（オ）第八六六号同一一年一二

月一四日第三小法廷判決・集民一九五号七一五頁参照)。もつとも、一方で、こうした共同相続人による株式の準共有状態は、共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの、あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの、一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはならないというべきである。

そうとすれば、共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、……準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしめるべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手續の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である。

「これらの事実を総合すると、 $X_1 \cdot X_2$ は、平成一八年の

AとBの死亡を契機として本件株式が準共有の状態となり、これが遺産分割が終了するまでの暫定的な事態にもかかわらず、この間に限り、…… $X_1 \cdot X_2$ においてわずか四〇〇株の差で過半数を占めることとなることを奇貨とし、Y社の経営を混乱に陥れることを意図し、本件抗告審決定で問題点を指摘されたにもかかわらず、権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用のに権利行使者を指定したと認めるのが相当である。

そうとすれば、仮に一連の経緯のなかで、 $X_1 \cdot X_2$ とD、Cとの間で協議が一応されたとみる余地があるとしても、前記認定事実によれば、 $X_1 \cdot X_2$ の本件株式についての権利行使者を X_2 とする指定は、法の定める手續を無視すると同様な行為と評価せざるを得ず、もはや権利の濫用であって、許されないものといわざるを得ない。

そして、前記認定事実によれば、このような指定による権利行使者としての X_2 の本件議決権行使は、同様に、協議がされていないものとして効力がないか、あるいは権利の濫用であって、いずれにしても許されないものというべきである。

以上によれば、X₂は、本件株主総会において、本件株式の議決権を行使することはできないと認めることが相当である。」

〔研究〕

判旨に結論的には賛成する。

一 会社法は、株式が二以上の者の共有に属するとき、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができないと規定している（会社法一〇六条本文）。本件のように、遺産相続について紛争状態に陥っており、相続株式について共同相続人による共有状態にある場合、いったいどのようにに権利行使者の指定がなされるべきか、またいったん指定された権利行使者はどのような方法で権利行使をなそうかが問われていたところ、本件判旨は、基本的には、後述の最高裁判所の考え方、すなわち準共有持分の過半数をもって指定しうるとの考え方を踏襲しつつも、株主総会での議決権行使について、共同相続人に対して事前に議案内容の重要度に応じ実質的に協議を行なうことを義務づけ、相続持分の過半数を保有する準共有者がこのような義務を

怠った場合、その権利行使者指定の方法ないし権利行使自体が権利の濫用として許されない場面があるとしたという意味で、きわめて興味深く、そして先例的な価値のある裁判例である。実質的な協議の要否については後に述べるとしても、とりわけ多数派と少数派でどのようにして「権利行使者」の指定のための協議を具体的に行なうか、また権利行使に際して協議をどのように具体的に行なうかについて、事実にして論旨を展開しており、事実審の本来的な役割を十分に果たしたものと評価しうる（大野・後掲判批一〇一頁）。

わが国では、中小株式会社がほとんどであるから、オーナーの死後に、株式の帰属ひいては会社経営権をめぐる親族間で紛争が生じることがまればではない。本件も兄弟間での経営権をめぐる争いに発展しており、現実には、共有者間で権利行使者の指定を行なうことなどほぼ不可能な状態であったという事案である。法は、権利行使者の指定方法については、明文の規定を置いていないため、通常の共有の場合でさえ、どのような方法により指定がなされるかは解釈論上の問題とならざるを得ず、まして本件のような、骨肉の相続争いになっていくような現実によくある場面をいかに解決すべきかが課題とされていたところ、本判決は、

縷々根拠を示すものの、結論的には、業績が順調に推移し、経営が安定していたという事実状態を重んじ、むしろあとから相続によりわずかに多数派になるに至った側の行動を、経営を混乱におとしめることを目的とするものとして排斥するのである。

二 判旨の中心部分である準共有株式の権利行使者の指定について、準共有持分に従いその過半数をもってこれを決するとしていることに関しては、判旨にもあるように、最高裁判所の二件の先例がある。最高裁判平成九年一月二八日判決（判時一五九九号一三九頁）は、旧商法二〇三条二項を準用する有限会社の持分の準共有に関する事案について、傍論ではあるが、「持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうち一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。」と判示し、また最高裁判平成一年一二月一四日判決（判時一六九九号一五六頁）も同様

にこのことを明言しているため、この問題に関する最高裁判所の立場は、株式・持分価格多数決説に確立したものといてよい（酒巻俊雄『龍田節編』『逐条解説会社法 第二卷』（二〇〇九年）三九頁（森淳二朗）、片木晴彦・平成一年度重判解一〇〇頁）。

この点に関する学説は現在も対立しており、権利行使者の選定は共有物の処分行為（民二五一条）に準ずる行為であるから、そのためには全員一致が必要であるとする全員一致説（田中誠二『三全訂会社法詳論 上巻』（一九九三年）三〇四頁、木内宜彦「判批」判評三二六号五五頁、西島梅治「判批」判評一五二号四一頁。江頭憲治郎『株式会社法 第3版』（二〇〇九年）一一七頁および大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」『企業承継法の研究』（一九九四年）一二七頁は、後述の理由から全員一致を要求する）、代表者を選定しない場合には株主権の行使ができないのであるから、選定行為自体は準共有者全体の利益になると考え、最高裁判所の考え方と同様に、権利行使者の選定行為の法的性質を準共有物の管理行為（民二五二条）と構成するところから、株式・持分価格多数決で選定すればよいとする株式・持分価格多数決説（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法③』（一九八六年）五〇

頁（米津昭子）、永井和之「商法二〇三条二項の意義」戸田修三先生古稀記念『現代企業法学の課題と展開』（一九九八年）二二二頁、荒谷裕子・平成九年度重判解一〇一頁）、そして、権利行使者に与えられる権限の内容によって選定方法が異なるとする折衷説がある（田中啓一・ジュリ五五四号一〇九頁。配当受領など権利行使者に裁量権がない場合には多数決、共有株式の譲渡についての決定権を与えるなど裁量権を与える場合には全員一致）。近時の学説の趨勢からすれば、とりわけ中小企業の企業承継の絡む権利行使者の指定問題では、権利行使者の決定は実質的には企業承継者の決定を意味するから、たんなる共有物の管理とはいえないとして、全員一致による決定がなされなければならぬとする考え方が有力となりつつある。もちろん、その結果、全員一致説に対する批判にもあるように、遺産分割終了まで相続株式の権利行使がたなざらしになるが、それでも多数決で決するよりは害が少ないと主張する（江頭・前掲書一一九頁、大野・前掲論文二二七頁）。本件については、こうした立場からは、全員一致の手續がとられていないことをもって法の定める手續を無視するのと同様の行為と評価され、本判決と同様、権利行使者の指定は違法であるということになる。

三 こうした中、本判決は、最判平成九年以降の最高裁判例の考え方、すなわち株式・持分価格多数決説に従って論理を組み立てているが、この考え方を基本とする限り、 X_1 ・ X_2 の準共有持分を合計すると過半数を若干超えるため、 X_2 の権利行使が認められるとの結論に至ることも考えられなかったわけではない。現に、原審判決は、株式・持分価格多数決説に立ちながらも本判決と逆の結論を導いており、権利行使者の指定について実質的な協議がないことを認めつつ、その根拠は示さないものの、その指定が有効であり、その有効な指定に基づいてなされた X_2 の議決権行使を拒否したDの議事運営は違法であるから、決議には取消原因があるとしている。

問題は、前記の最高裁判所の考え方に従い、多数決が必要であるとした場合の実質的な協議の必要性の有無である。いったい、紛争状態にある親族間において、実質的な協議を要求することに現実的な意味があるのか。どこまで行なえば実質的な協議が尽くされたこととなるのか。確かに、会社法一〇六条の共有者間の権利行使者の指定の規定は、共有者全員が個々に権利を行使することにより生じうる混乱を避けるという会社の事務処理の便宜のための規定ではある。しかし、元來法の考えていたような、いわば平時に

において共有者間での指定の方法として協議がなされるべきはいわば当然のことであり、これについてはあえて法が口出しする必要もない。問題は、骨肉の争いに発展しており、実質的な協議など望むべくもない場合である。そして、そのような場合にも種々の場面が考えられ、持株比率が拮抗している場面から、大きく隔たりのあるような場面まで想定することができるといえる。このうち本件事案のように持株比率が拮抗しているような場面では、むしろ少数派の保護の見地から、相続株式の権利行使を止めてしまう何らかの理由を見つけ出す必要があるのかもしれないが（その意味で、経営争いの場合に用いられる全員一致説を使うことができるとは限らないし（その場合、共有株式の権利行使者の選定は処分行為か管理行為かという法的性質論が重大に関わる）、本判決のように、事前の協議を要求し、これを欠くことを理由に権利濫用を用いるのかもしれない）、持株比率に大きく隔たりがあるような場面では、ほぼ経営に關与することのないようなごく少数派の利益保護のためにあえて会社経営を止めてしまうまでのことはないと考えられる。それゆえ、経営の争いに発展するような相続株式の権利行使者の指定について協議がなされない場合に、一律に違法であるとか、権利の濫用であるとかの結論を導き出

すことには躊躇を覚えざるを得ない。

四 本判決は、前述のように、平成九年以降の最高裁判所の基本的な考え方に従い、過半数による多数決により権利行使者を定める必要性を説き、さらに実質的な協議をもつてこれを決定しなくてはならないものとする。とはいえ、結局のところ、このような紛争状態の下では協議をもつことができないことから、いわば苦し紛れに行なわれた過半数を有する共有者による権利行使者の指定を権利濫用として解決するのである。はたして、平成九年以降の最高裁判所の判例法理の射程はどこまでなのであろうか。確かに、平時における権利行使者の指定は協議を経てなされるのであるから、これが基本になることは疑いのないところであろう。しかし、この判例法理の射程がどこまでかは必ずしも明確ではない（大野正道「商法二〇三条二項と最高裁判三小法廷判決」判タ九三七号七七頁は、最判が過半数説を採用した旨短絡的に理解されるべきではないとされる）。

東京高裁平成一三年九月三日判決（金判一一三六号二二頁）は、共有持分の四分の三を有する者が、権利行使者指定の協議なくして行なった会計帳簿の閲覧謄写の仮処分請求を、自らを権利行使者と定めて権利行使したものと解し、旧商法二〇三条二項に違反しなかったとした。民法二五二条に

に基づき、「権利行使者の指定は共有物の管理に関する事項として共有持分の過半数によってすることができる」と判示し、準共有者間の協議が不可能となる場合には、事前の協議の機会を与える努力がなくとも、多数権利者が自らを権利行使者に選定することができるとした。この点、最高裁判所の判例法理も、権利行使者の指定に際し当然に協議がなされることを前提としたかは不明であり、株式・持分の過半数要件を満たすだけで適用される場面があると考えていないとは断言できない。ただ、学説は、相続分の価格の過半数を有する者の意思だけで権利行使者の指定を決することを防ぐため、あらかじめ不参加の意思を表示していない限り、権利行使者の決定に参加して賛否の表明、意見を述べる機会をすべての共同相続人に与えるべきであるとする考え方が有力で（青竹正一『閉鎖会社紛争の新展開』（二〇〇一年）三八頁）、判例も学説と同様の立場に立つと思われると評価されている（王芳・後掲判批一六九頁）。ただ、少なくとも原審判決の根底には、前記の東京高判令成一三年のように、必ずしも協議は要しないとの考え方があったものと思われる。すなわち、「反対を受けても権利行使者を指定することができたのであり、しかも深刻な争いの状況にあったのであるから、話し合ったとしてもXら

がX₂を権利行使者とする考えを変えることや、X₂が権利行使者としてXらの考えではなく、C・Dの考えに従って保有株式の議決権を行使することを想定することは困難であった」としており、この判旨部分からすれば、被告の主張のように、実質的な協議は行なっていないけれど、このことを理由に、権利行使者の指定は無効でなく、有効に法的効力を生じているとも理解することができるのである。

そしてさらに、権利行使方法についても、「権利行使者一名を指定し、それを会社に届け出たときは、総会における当該株式の議決権の正当な行使者は、その指定された権利行使者となるのであって、総会における個々の決議事項について共有者の間に意見の相違があっても、その指定された権利行使者は、自己の判断に基づき議決権を行使できるのであり、準共有者の意向をふまえて会社に対し議決権の不統一行使を求めたり、意見を同じくする準共有者の準共有持分に相当する議決権の一部だけを行使したりする義務を負うことはないものと解するのが相当である」とも述べている。つまり、本件総会においては、X₂がA保有株式の全議決権を、X₂の判断に基づき行使できる立場にあったものというべきである、というのである。

原審裁判所が、Xらを勝たせたのは、どうせC・Dはあ

くまでも協議を拒否するであろうから、形式論的に協議を要求しても意味はないし、わずかにせよ過半数を超えた持株になった以上、Xらに経営を任せることが将来の会社にとって適切であろうと考えたからであるのに対し、本判決は、わずかな持株数の差であるにもかかわらず過半数を超えていることを奇貨として協議をしなかったことに悪意性を求めたり、家庭裁判所における遺産分割審判でもDらに経営支配権を維持させようとの方向があることなどから、Xら側に権利濫用を適用したものである。

この点、本件のように持株比率が拮抗するにいたっており、逆転させると従前の平穩が害されてしまうことを慮ると、本件判旨のように、協議を要すると考える以上、本件事案をめぐる周辺状況からして、権利行使手続の過程での権利の濫用としてXらの請求を認めなかったことは充分に納得できるところがある（河内・後掲判批一九二頁）。むしろ、原審判決のように、過半数を有するものが決すれば足り、指定ないし権利行使に協議は必要ないと考えたとしても、結論的に原審判決のようではよかつたのかは疑問がある。確かに権利行使者の指定は過半数を有する者の決定に任せ、また権利行使の方法も過半数を有する者の意思に任せるにしても、本件のように持株比率が拮抗している場

合には、権利行使者の指定の場面で権利の濫用は問題とならないとしても、少なくとも権利行使の方法の場面においては、本判決が示してきたような理由付けからして、権利濫用の登場する余地があったとも思われるからである。しかも、遺産分割審判等が確定するまでの間の暫定的な状態にすぎないのであるからおさらである。

そのような意味で、本判決は、それなりの論理に基づき、本件事案の状況をも考慮にいれ、妥当な判断を示したものと評価できる（大久保・後掲判批六頁）。

五 本件における争点は、主位的請求に係る訴えの確認の利益の有無、予備的請求に関しては、X₂による本件株式の議決権行使をなしうるか、動議提案の違法性の問題、さらには補欠監査役選任の要件を欠くのではないかなど、会社法上多くの興味深い問題が提起されてきている。そしてまた、原審判決では、決議の成立と議長の宣言の関係、さらには、権利行使者の権限濫用と心裡留保の関係なども争点とされている。いずれも会社法上の興味深い題材であり検討に値するものであるが、本研究では、上記の争点に絞って検討を行なうものとする。

なお、本件判例批評として、大久保拓也（金判一三四五号七頁）、大野正道（リマークス四〇号九八頁）、河内隆史

(判評六一一号一八九頁)、王芳(ジュリ一三九六号一六七頁)があるが、いずれも本件判旨の考え方に肯定的である。

宮島 司